

## 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の流通を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

## 第二 定義

一 「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種

水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

二 「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいうものとする。

三 「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

四 農林水産大臣は、一及び三の農林水産省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第二条関係)

### 第三 特定第一種水産動植物等に関する規制

一 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出

(一) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、特定第一種水産動植物等の譲渡しを行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体）は、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨を農林水産大臣に届け出なければならぬものとする。

(二) 農林水産大臣は、(一)による届出があつた場合において、当該届出をした者が当該採捕の事業を行う権限を有すると認めるときは、当該届出に係る番号を通知するものとする。 (第三条関係)

二 情報の伝達

一 (二)による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）及びその他の特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、当該特定第一種水産動植物等の名称、当該通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他の農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱

事業者に伝達しなければならないものとする。

(第四条及び第五条関係)

### 三 取引の記録の作成及び保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡し等をしたときは、当該特定第一種水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないものとする。

(第六条関係)

### 四 特定第一種水産動植物等に係る義務違反に対する勧告及び命令

農林水産大臣は、法の規定を遵守していない届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとともに、当該届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第七条関係)

### 五 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、氏名又は名称、事務

所等の所在地及び取り扱う特定第一種水産動植物等の種類等の事項について農林水産大臣に届け出なければならぬものとする。

(第八条関係)

#### 六 特定第一種水産動植物等に係る通報

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならないものとする。

(第九条関係)

#### 七 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないものとする。

(第十条関係)

#### 第四 特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等が適法に採捕されたものであることを証す

る外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとする。

(第十一条関係)

## 第五 雑則

一 この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告徴収及び立入検査について所要の規定を定めるものとする。

(第十二条関係)

二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令又は政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事が行うことができるものとする。

(第十三条関係)

## 第六 罰則

この法律における所要の罰則を整備するものとする。

(第十五条から第十八条まで関係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、二については公布の日、第三の一については一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するものとする。

(附則第二条から附則第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第八条関係)

四 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第九条及び附則第十条関係)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制（第三条―第十条）

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第十一条）

第四章 雑則（第十二条―第十四条）

第五章 罰則（第十五条―第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱

事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されてゐるものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によつて外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植物又は

これを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡し（農林水産省令で定めるものを除く。

以下この項及び第十六条第一号において同じ。）を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しを行う場合にあつては、当該団体）は、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出をした者が同項に規定する権限を有すると認めるとき（当該届出をした者が同項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者が当該権限を有すると認めるとき）は、農林水産省令で定めるところにより、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）は、第一項の規定による届出に係る事項に変更（当該届出に係る特定第一種水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。）があつたときは、その

日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（届出採捕者による情報の伝達）

第四条 届出採捕者は、自ら（届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者）が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするとき、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、同条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達）

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするとき、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該

特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2 前項の場合においては、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、農林水産省令で定めるところにより、漁獲番号に代えて、荷口番号（漁獲番号以外の番号又は記号であつて漁獲番号に対応するものをいう。以下同じ。）を伝達することができる。

3 他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種水産動植物等の引渡しを受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たつて、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

4 輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者(これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。)との間での譲渡し等(譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下同じ。)をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 名称

二 重量又は数量

三 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)

四 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称

五 漁獲番号又は荷口番号

六 その他農林水産省令で定める事項

2 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、前条第二項の規定により荷口番号を伝達する場合にあっては、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存しなければならない。

3 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(勧告及び命令)

第七条 農林水産大臣は、届出採捕者が第四条の規定を遵守していないと認めるときは、当該届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者又は前項に規定する勧告を受けた特定第一

種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出）

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者（届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所又は事業所の所在地
- 三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更（当該届出に係る事業の廃止を含む。）があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（特定第一種水産動植物等に係る通報）

第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならない。

（輸出の規制）

第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書（以下「適法漁獲等証明書」という。）を添付してあるものでなければ、輸出してはならない。

一 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと。

- 二 輸入・養殖水産動植物等であること。
- 2 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をしなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。
- 4 適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項及び第六項において「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は適法漁獲等証明書が滅失したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をして、適法漁獲等証明書の再交付を受けることができる。
- 5 証明書受領者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、農林水産省令で定めるところにより、その適法漁獲等証明書（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した適法漁獲等証明書）を、農林水産大臣に返納しなければならない。
- 一 次項の規定により適法漁獲等証明書の効力が取り消されたとき。

二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証明書を発見し、又は回復したとき。

6 農林水産大臣は、証明書受領者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合には、その適法漁獲等証明書の効力を取り消すことができる。

### 第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制

第十一条 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書その他の農林水産省令で定める書類を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

### 第四章 雑則

#### （立入検査等）

第十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職

員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (権限の委任等)

第十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

#### (経過措置)

第十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃

に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第五章 罰則

第十五条 第十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第七条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第十条第一項の規定に違反したとき。
- 五 第十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物

件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十七条 第三条第三項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日
- 二 第二条第一項、第二項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）、第三条、第十二条（第三条に

係る部分に限る。）、第十三条第二項（第三条に係る部分に限る。）、第十六条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第三条第三項に係る部分に限る。）並びに附則第三条及び第九条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第二条第一項の農林水産省令を定めようとするときは、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、水産政策審議会に諮問することができる。

2 第二条第四項の農林水産省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、水産政策審議会に諮問することができる。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡し（農林水産省令で定めるものを除く。）を行っているもの（その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しを行っている場合にあつては、当該団体）についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは「附則第一条第二号に掲げる規定の施

行の日から六月以内に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用される前項」と、「第一項」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

第四条 第四条から第六条までの規定は、施行日以後に採捕される特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について適用する。

第五条 この法律の施行の際現に特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての第八条の規定の適用については、同条第一項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは「この法律の施行の日から一月以内に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第六条 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、第十条第三項の規定の例により、適法漁獲等証明書の交付を行うことができる。この場合において、その交付を受けた者は施行日におい

て同項の規定により交付を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(水産基本法の一部改正)

第九条 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)」を「内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第 号)」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「（獣医療に係るものに限る。）」を削り、「第五十四号」の下に「、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）」を加える。

第二十条第一項第一号中「第五十四号」の下に「、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）」を加える。

## 理由

国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案 新旧対照条文 目次

一 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第九条関係）	1
二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十条関係）	2

改正案	現行
<p>（権限） 第三十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）及び特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案	現行
<p>（地方農政局）</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（地方農政局）</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。</p> <p>三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。</p> <p>四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(北海道農政事務所)</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十三号、第五十四号、第七十四号(水産物の流通の改善に係るものに限る。)及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二(四)(略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。</p> <p>(北海道農政事務所)</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。</p> <p>三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。</p> <p>四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。</p> <p>2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。</p>
---	---

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案参照条文目次

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	．．．．．	1
○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	2
○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	．．．．．	3

○ 漁業法（昭和二十四年法律第八二百六十七号）（平成三十年法律第九十五号による改正後）（抄）  
目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 水産資源の保存及び管理
  - 第一節 総則（第七条・第八条）
  - 第二節 資源管理基本方針等（第九条―第十四条）
  - 第三節 漁獲可能量による管理
    - 第一款 漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
    - 第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理（第十七条―第二十九条）
    - 第三款 漁獲量等の総量の管理（第三十条―第三十四条）
- 第四章 補則（第三十五条）
- 第三章 許可漁業
  - 第一節 大臣許可漁業（第三十六条―第五十六条）
  - 第二節 知事許可漁業（第五十七条・第五十八条）
  - 第三節 補則（第五十九条）
- 第四章 漁業権及び沿岸漁場管理
  - 第一節 総則（第六十条・第六十一条）
  - 第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画
    - 第一款 海区漁場計画（第六十二条―第六十六条）
    - 第二款 内水面漁場計画（第六十七条）
  - 第三節 漁業権
    - 第一款 漁業の免許（第六十八条―第七十三条）
    - 第二款 漁業権の性質等（第七十四条―第九十六条）
    - 第三款 入漁権（第九十七条―第一百四条）
    - 第四款 漁業権行使規則等（第一百五―第一百八条）
  - 第四節 沿岸漁場管理（第九九条―第一百六条）
  - 第五節 補則（第一百七―第一百八条）
- 第五章 漁業調整に関するその他の措置（第一百九条―第三百三三条）
- 第六章 漁業調整委員会等

- 第一節 総則（第三百三十四条・第三百三十五条）
  - 第二節 海区漁業調整委員会（第三百三十六条―第三百四十六条）
  - 第三節 連合海区漁業調整委員会（第四百四十七条―第五百一十一条）
  - 第四節 広域漁業調整委員会（第五百五十二条―第五百五十六条）
  - 第五節 雑則（第五百五十七条―第六十条）
  - 第七章 土地及び土地の定着物の使用（第六十一条―第六十七条）
  - 第八章 内水面漁業（第六十八条―第七十三条）
  - 第九章 雑則（第七十四条―第八十八条）
  - 第十章 罰則（第八十九条―第九十八条）
- 附則

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（平成三十年法律第九十五号による改正後）（抄）

（設置）

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十（略）

二十二 獣医療に関すること。

二十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 七十三（略）

七十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七十五 八十六（略）

2（略）

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道農政事務所

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から

第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十

八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第

三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務

二 農林水産省及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

2（略）

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務
- 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事
- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事
- 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事

2・3 (略)